

東京都沿岸漁業改善資金の基本的事項

1 基金の名称

東京都沿岸漁業改善資金

2 基金の額（令和6年3月31日現在）

造成総額 200,462 千円

うち国費相当額 132,194 千円

3 基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とし、沿岸漁業従事者等に対し、沿岸漁業改善資金を貸し付けるもの。

4 申請方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格認定申請書に事業計画書、貸付申請書又は借入申込書の写し及び知事が別に定める書類を添え、漁業協同組合を経由して知事に提出する。

5 貸付決定

知事は、貸付資格認定申請書の提出を受けたときは、速やかに貸付資格の認定及び貸付けの可否を決定する（都から直接貸付けを受ける場合）。

6 審査基準

東京都沿岸漁業改善資金事務処理要綱（54 労経農水第 1352 号）第2から第4までに定めるとおり。

7 審査体制

東京都沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考にし、担当部局において審査を行う。